

ながの結婚マッチングシステム運営要領

1 目的

この要領は、長野県将来世代応援県民会議の「ながの結婚支援ネットワーク事業」実施要綱第3に規定する事業内容のうち、「ながの結婚マッチングシステム」（以下「システム」という。）の管理・運用について、必要な事項を定めるものとする。

2 システムの概要

システムは、長野県内において結婚支援事業を行う市町村、社会福祉協議会、JA、商工団体、労働団体等により構成される「ながの結婚支援ネットワーク」の参加団体（以下「参加団体」という。）が実施する結婚相談事業において、結婚希望者の利便性及び成果の向上並びに各団体における事業のさらなる効率化・連携促進を図ることを目的として設置する。

3 用語の定義

（1）システム利用団体

ながの結婚支援ネットワークに参加する団体のうち、システムを利用する団体をいう。

（2）システム担当者

参加団体においてシステムを操作する責任者をいう。

（3）システム登録

個人のシステムへの登録をいう。

（4）システム登録者

システムに登録する個人をいう。

（5）登録窓口

システム登録を行うシステム利用団体の窓口をいう。

4 システムの利用要件

参加団体は、以下の全ての要件に該当している場合には、システムを利用することができる。

- ・ 結婚希望者に対する相談・団体登録・マッチングなど結婚相談事業を実施していること
- ・ 窓口にパソコン・タブレット等の情報端末が常設されており、その情報端末がシステムを運用するのに十分な性能・要件並びにインターネット及びメールを常時利用できる環境を備えていること
- ・ 個人情報の取扱いについて適正な管理を行っていると認められること

5 システム利用団体の登録

事務局は、参加団体がシステムの利用を希望する場合には、システム利用団体として登録し、当該参加団体に対してその旨を文書により通知するとともに、システムの操作に必要な団体ID・パスワードを付与する。

なお、参加団体は、システムの利用にあたり、システムパスワード管理者及び操作担当者届（様式1）を事務局に提出する。また、パスワード管理者及び操作担当者を変更する場合は、同様に変更届（様式1）を事務局に提出する。

6 システムの運用

(1)個人の登録資格

- システムへの個人の登録資格は、以下の全てを満たす独身者とする。
- ア 結婚を希望する満18歳以上の独身者であること
 - イ システム利用団体に所属する団体登録者であること
 - ウ システムへのアクセスに必要なインターネット環境及びメールが常時利用できるスマートフォン又はタブレット、パソコン等の個人端末を持っていること
 - エ 別紙「『ながの結婚マッチングシステム』利用規約」（以下「利用規約」という。）に同意していること
 - オ 利用規約9の規定に違反すること、本システムの運営や参加団体の結婚支援事業に支障を生じさせたこと等を理由として、過去にシステム登録又は団体登録の取り消し処分を受けたことがないこと

(2)個人の登録料

システムに登録を希望する者は、登録料10,000円を負担するものとし、登録の申込の際には、事務局が指定する口座へ期日までに登録料を納入しなければならない。

なお、納入後にあっては、既に納入されたシステム登録料は返還しないものとする。

(3)登録料の変更

事務局は、実施期間、対象者、その他条件（（5）に規定する登録期間・有効期限を含む。）等を定め、（2）に規定する個人の登録料を変更することがある。

変更額等の詳細については、事務局が別に定めるものとする。

(4)システム登録者の登録日

システム登録者の登録日（検索・閲覧等システム本機能の利用開始日）は、システム利用団体における登録手続き完了後、登録料納入の確認完了を事務局が行った日とする。

(5)登録期間・有効期限

システム登録者が検索・閲覧等システム本機能を利用できる期間（以下「登録期間」という。）は（4）に規定する登録日から2年間とし、この期間を満了する日をシステム登録の有効期限（以下「有効期限」という。）とする。（（3）に規定する登録料の変更に伴い、特に定める場合を除く。）

ただし、団体登録が失われた場合には、登録期間内であってもシステムを利用できないものとする。

(6)個人の登録申込

システム登録を希望する者は、自身が団体登録（所属）するシステム利用団体においてシステム登録手続を行い、（2）に規定する方法で登録料を納入する。

システム利用団体は、システム登録を希望する者について、面談・提出書類の審査により本人確認及び独身確認を行い、当該システム利用団体の端末からプロフィール等の個人情報をシステムに登録する。

事務局は、システムに登録された個人情報と登録料の納入を確認し、システム登録を完了する。

(7)システム登録者の登録内容の変更

システム登録の内容に変更が生じた場合または変更を希望する場合、システム登録者は、その旨をシステム登録しているシステム利用団体に申し出るものとする。

当該システム利用団体は、申出があった際にはその内容を確認し、システム担当者がシステム登録の内容変更を行う。

(8) システム登録者の登録の削除

システム登録の削除を希望するシステム登録者は、システムから手続を行う。

(9) 条件検索とビッグデータ提案

システム登録者は、システム上で自身の希望に応じて条件検索を行い、お見合い相手を探すことができる。また、本システムは、全システム登録者の活動内容（ビッグデータ）を収集・分析し、各システム登録者の活動状況に応じて、お見合い相手を提案する。

(10) 相手方への申し出

条件検索・ビッグデータ提案により、システム登録者がお見合いを希望する場合は、システムから直接相手に申し出ることができる。この場合、その相手方は申し込まれた翌日から7日以内にシステムより回答をする。相手方がこの申し出を受ける場合には、(11)の規定によるお見合いを行う。

(11) お見合い

お見合いは、当該システム利用団体双方の責任のもとに行うものとするが、お見合いの日時、場所の調整は原則としてシステム登録者同士が直接行う。（システム登録者が相談担当者の同席を希望し、システム利用団体がこれに応じるときは、この限りではない。）

お見合い後、システム登録者双方から交際継続の意思が確認できる場合には、団体登録（所属）元のシステム利用団体が各々に対し、相手の名前・連絡先を伝達する。（お見合い以降の交際は、当人同士の責任において行うことを基本とする。）

(12) システム登録者の状況のシステム登録

システム担当者は、システム登録者の状況について、隨時システムに登録を行う。

(13) 登録の更新

システム登録の更新を希望する者は、自身が団体登録（所属）するシステム利用団体において手続を行い、（2）に規定する方法で登録料を納入する。

システム登録の更新を希望する者、システム利用団体及び事務局が行う手続きは（6）の規定に準じる。

(14) 登録の削除、登録書類の廃棄

有効期限から3ヶ月を経過した者及び有効期限の前に何らかの事由により登録削除手続きを行った者については、システム登録を削除する。

この場合、当該システム登録者に関する全ての書類について、復元不可能な方法で廃棄処分を行うものとし、システム登録者本人への返却は行わない。

7 守秘義務

事務局及びシステム利用団体は、本事業を実施することにより知り得た情報の外部への提供を禁止し、秘密を厳守するものとする。システム利用団体は、特に他の団体におけるシステム登録者に係る情報の取扱いについては最大限留意しなければならない。

システム登録者は、システムが画面表示等出力するデータの複写・撮影を禁止するとともに、システム利用により知り得た情報の外部への提供を禁止し、またその情報の流出に対し十分な注

意を払う義務を負うものとする。

8 システム利用団体の登録抹消

システム利用団体が登録の抹消を希望するときは、ながの結婚マッチングシステム抹消届（様式2）を事務局に提出しなければならない。ただし、提出するときは登録の抹消を希望するシステム利用団体のシステム登録者全ての登録期間が満了していなければならないものとする。

9 システム登録の取り消し

事務局は、システム登録者が、システム登録の申込時に同意した事項、利用規約、その他本事業の規定に違反する行為、虚偽の登録、倫理・マナーに反する行為、ストーカー行為など不適切な行為を行っていると認められる場合には、当該者のシステム登録を取り消すことができるものとする。この場合、事務局は6(14)の規定によらず、システム登録を削除する。

10 事務手数料

事務局は、システム登録の状況及び保守管理等システムの運用に必要な経費を考慮した上で、システム利用団体に対し、当該システム利用団体における登録実績（新規、更新）に応じた事務手数料を交付することができる。

その場合、システム利用団体からの請求に基づき、交付するものとする。

なお、交付額及び手続等の詳細については、事務局が別に定めるものとする。

11 損害賠償

システム利用団体もしくはシステム登録者が同意事項に違反した行為を行った場合、または不正もしくは違法な行為によって県民会議に損害を与えた場合は、県民会議は、当該団体もしくはシステム登録者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができる。

12 補 則

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。